

## 屋外スポーツの取扱いについて

屋外スポーツのうち下記の種目については、通年で利用できることとするが、以下の条件で利用を認めるものとする。

### 1. テニス

次の条件でテニスでの利用を認める。

- (1) 監督または指導者等、責任のある者を必ず立ち合わせること。
- (2) 利用曜日、及び時間帯の設定については、毎年夏期間の定期利用団体が少ない時間帯とし、指定管理者が定める。
- (3) 利用日の4日前に利用団体のない施設については、利用可とする。ただし、個人利用が多い時間帯は、片面利用とする。
- (4) 市立体育センター及び北地区市民トレーニングセンター（ネット使用不可）は片面、それ以外は、全面利用とする。
- (5) 団体利用、及び個人利用の状況によっては、年度途中であっても曜日、及び時間帯を変更することができる。
- (6) 施設及び備品等を破損した場合は、速やかに管理人に連絡させるとともに、原状回復させること。
- (7) 管理人の指示に従わせるとともに、利用方法が不相当と認められる場合は、利用を中止すること。

### 2. 野球

次の条件で野球トレーニングでの利用を認める。

- (1) 監督または指導者等、責任のある者を必ず立ち合わせること。
- (2) 団体利用のみとし、個人での利用は認めない。
- (3) 硬式球、スパイクシューズの使用は認めない。
- (4) 守備練習はテニスボール（硬式・軟式）、ゴム製ボール、またはスポンジボール等、軟らかいボールのみ使用可とし、壁や天井・備品などに当てないように注意すること。
- (5) 市立体育センター、小泉・相内・上ところ地区市民トレーニングセンターのみキャッチボールは軟式球の使用を認める。  
ただし、故意に床を滑らせたり、壁や天井、備品などに当てないように注意すること。
- (6) バットの持ち込みは可とするが、周りに気をつけること。また、打撃の練習をするときは、スポンジボールまたはシャトルコックのみ可とするが、市立体育センター、小泉・相内・上ところ地区市民トレーニングセンターのみ

ゴム製ボールも可（硬式テニスボールは不可）とする。

- (7) 施設及び備品等を破損した場合は、速やかに管理人に連絡させるとともに、原状回復させること。
- (8) 管理人の指示に従わせるとともに、利用方法が不相当と認められる場合は、利用を中止させること。

### 3. サッカー・フットサル

次の条件でトレーニングでの利用を認める。

- (1) 利用できる体育センター等
  - ・市立体育センター
  - ・北地区市民トレーニングセンター
  - ・小泉地区市民トレーニングセンター
  - ・相内地区市民トレーニングセンター
  - ・上ところ地区市民トレーニングセンター
- (2) 利用許可条件
  - ① 監督または指導者等、責任のある者を必ず立ち合わせること。
  - ② バウンドパス、リフティング練習のみとし、シュート練習やボールを高く蹴り上げたり、遠くへ蹴る練習は認めない。
  - ③ 市立体育センター、小泉・相内・上ところ地区市民トレーニングセンター以外、試合形式での利用は認めない。
  - ④ 利用の際は、器具庫からマットを取り出し、暖房機、ドア、壁、消火栓、消火器等保護するとともに、壁や天井、備品などに当てないように注意すること。
  - ⑤ サッカーゴールの下には、マット等を敷き、床を保護すること。
  - ⑥ 個人での利用も認めるが、他人の迷惑となる行為はさせないこと。
  - ⑦ 施設及び備品等を破損した場合は、速やかに管理人に連絡させるとともに、原状回復させること。
  - ⑧ 管理人の指示に従わせるとともに、利用方法が不相当と認められる場合は、利用を中止させること。